

## こんな活動をしています

### 見守り・声掛け活動

日頃から見守りが必要な方の自宅を訪問し、相談援助を行います。

#### ■対応事例

民生委員が訪問した際、60代の娘から「同居の高齢両親の介護に限界を感じている」と相談を受けました。

民生委員は地域包括支援センターに連絡し、介護保険の手続きや利用できるサービス等を確認。再び訪問し、利用できるサービス等と地域包括支援センターの連絡先を教え、支援につなげました。



### 子どもや子育て家庭への支援

地域の子どもの見守り活動や、妊娠・子育てに関する悩みごとの相談に応じています。



### サロン活動

高齢者の健康づくりや子育て世帯の交流など、地域の方が気軽に集うことができる場所づくりを行っています。



そのほかにも、災害に備えた話し合い、登下校あいさつ運動などさまざまな場面で、地域の方々が安心して暮らせるようお手伝いしています。

生活に困っているけど、どこに相談すればいいんだろう？

初めての妊娠・子育てに不安がいっぱい……

介護に疲れてしまった……

どんな制度が使えるのか、気軽に聞ける人が近くにいない



# 民生委員 児童委員は 地域の頼れる 相談相手です



## 民生委員と協力員の活動について聞きました

太白区西多賀地区で民生委員を務める星仁さんと、協力員として活動する早川嘉恵さんにお話を伺いました。



◀民生委員  
星 仁さん(右)  
協力員  
早川 嘉恵さん(左)

星さんが担当するのは、市内でも比較的高齢者が多い地区。そのため、普段の見守り活動を大切にしています。「お変わりないですか？」と聞くと近況を話してくれます。余計なおせっかいはしませんが、何かあったときには駆け付けます。近隣の方から心配な世帯があるという情報を受けて訪問し、関係機関につなげることも。「話すだけで気持ちが軽くなることもあると思います。『星さんにお話しして良かった』と言われたときは、私もうれしい。相談



を受けたときには、こうしてもらえればありがたいな、ここが大変だろうと自分に置き換えながらできることを考えますね。実際に話を聞いて、相談者が必要な支援を受けられるようになり、笑顔が見られたことは励みになりました。

昨年12月より協力員になった早川さんは、「子育ても一段落し、何か新しいことにチャレンジしてみようと思ったときに協力員のお話が来て。最初は無理だと思ったけれど、できる範囲で協力という形なら」と、協力員を引き受けたそう。星さんと相談しながら、オリジナルの便りを作成したり、訪問したりといった活動をしています。星さんは、「早川さんは働いている世代の悩みも分かるし、2人で相談することで視野を広げて考えることができる」と感じているそうです。



「今後も一言一言、その人に合った言葉で伝えていくことを心掛けたいですね。少しでも不安に思うことを話してもらえるような接し方ができたら」と早川さん。星さんは「身近に相談できる人がいることを、もっと発信していきたいですね」と柔らかな笑顔で話してくれました。

地域の皆さんの暮らしをすく近くで見守る

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受ける特別職の地方公務員で、地域の身近な相談相手です。担当する区域は決められており、地域住民の生活や、福祉全般に関する相談・援助を、ボランティアで行っています。全ての民生委員は児童委員も兼ねており、子ども・子育ての相談にも応じています。このうち、子どもに関することを専門に受け持つ主任児童委員は、担当区域を持たず、各地区の民生委員、学校、児童相談所等と連携して、子育て支援や児童の健全育成に取り組んでいます。

本市の民生委員児童委員(以下、民生委員)は、3月1日現在で1536人。訪問活動等で地域住民の世帯状況を把握し、高齢者や障害のある方などを見守っています。また、住民から寄せられる暮らしや介護をはじめとした多様な相談への対応、ニーズに合った福祉サービスの情報提供も行います。そのほか、住民の交流の場となるサロンの開催、啓発など活動は多岐にわたるため、普段から区役所、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携・協力しています。

住民と地域社会の関わりは、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより、希薄になりつつあります。悩みを抱えながら、周りに相談できず孤立しているケースも増加。さまざまな悩みを抱える人が必要な支援を受けられるよう、行政や関係機関等へつなぐ民生委員の役割は、ますます重要になっています。

を 協力員制度でよりよい活動を

市では、民生委員の活動のさらなる充実のため、昨年12月より「民生委員協力員制度」を試行。10地区で19人の協力員が活動しています(3月1日現在)。

協力員は、民生委員が推薦し、市長が委嘱するボランティアです。見守りや声掛けなどの協力、資料の作成の補助など、民生委員の活動の一部を分担または一緒にを行い、民生委員を補佐します。協力員を配置することで、民生委員の負担が軽減されるだけでなく、民生委員という仕事への理解が進むことも期待されます。

暮らしの中で不安や困難を感じたとき、その声に耳を傾け、共に考える民生委員と協力員。地域の福祉を支える存在として、住民の立場から私たちを見守っています。

## ひとりで悩みを抱えていませんか？

民生委員には守秘義務があり、相談上の秘密は守られます。安心してご相談ください。担当の民生委員が分からない場合は、お住まいの区の区役所にお問い合わせください。問区役所保健福祉センター管理課(☎は9ページ)

この特集に関するお問い合わせは、  
社会課 ☎214・8158、FAX214・8194